

春日井市農業近代化資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者に対し融資機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、融資機関が貸し付けた農業近代化資金に係る利子補給に関する事項を定めるものとする。

(法律等の適用)

第2条 この要綱で定めるもののほかは、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）及び農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）、愛知県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年愛知県規則第16号。第4条において「県規則」という。）及び愛知県農業近代化資金事務取扱要領（昭和46年9月30日施行。第6条において「県要領」という。）によるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「農業者」とは、農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者をいう。

2 この要綱において「融資機関」とは、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合をいう。

(利子補給の対象となる資金)

第4条 利子補給を行う貸付資金は、農業者の資本整備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該農業者に対して貸し付ける資金のうち県規則別表に掲げる資金（以下「資金」という。）とする。ただし、同一の年度内において同一の資金に対する利子補給は行わない。

(利子補給率)

第5条 資金の利子補給は、当該資金の貸付のあった日から3年間に限り行い、その率は農業者が実質負担する利率（基準金利から愛知県及び農林水産長期金

融協会が助成する率を除いた率をいう。)とする。ただし、年1.0パーセントを限度とする。

(交付の申請)

第6条 利子補給を受けようとする農業者は、春日井市農業近代化資金利子補給金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて交付を受けようとする年度の3月10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 利子計算書（第2号様式）
- (2) 県要領に定める農業近代化資金借入申込書の写し
- (3) 県要領に定める農業近代化資金利子補給の承認通知書の写し
- (4) 償還履歴が分かる書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは当該資金についての利子補給金の交付の決定をし、春日井市農業近代化資金利子補給金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(利子補給金の額の計算方法)

第8条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における農業近代化資金の毎日の貸付最高残高を合算した額を365日で除して得た額に第5条に規定する利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の交付方法)

第9条 利子補給金は、第7条の交付決定をした後、交付決定を受けた者の請求に基づき交付するものとする。

(報告の徴収及び調査)

第10条 市長は、第7条の規定による利子補給金の交付の決定を受けた資金について、必要があるときは、融資機関及び貸付けを受けた農業者に対して報告を

求め、又は当該資金に係る融資機関及び当該農業者の帳簿、書類その他必要な物件等を調査することができる。

(実績報告)

第11条 実績報告は、第6条の申請をもってこれに代える。

(利子補給金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、既に交付した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) 資金を第4条に規定する以外の用途に使用したとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 農業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和45年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

春日井市農業近代化資金利子補給金交付申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

氏 名

春日井市農業近代化資金利子補給金の交付を受けたいので、春日井市農業近代化資金利子補給金交付要綱第 6 条により申請します。

1 利子補給件数 件

2 利子補給金額 円

第 2 号様式（第 6 条関係）

利子計算書

氏 名					
期 間	日数 ①	貸付残高 ②	積 数 ③ ①×②	利子補給率 ④	利子補給金額 ⑤ (③×④)÷365

第 3 号様式（第 7 条関係）

春日井市農業近代化資金利子補給金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付け交付申請について、春日井市農業近代化資金
利子補給金交付要綱第 7 条により、次のとおり交付決定します。

利子補給金交付決定額 円